

4月1日から



JR・SR(埼玉高速鉄道)などの旅客運賃に 精神障害者割引制度が導入されます

対象となるかた

精神障害者保健福祉手帳

(第1種または第2種の記載※のあるもの)をお持ちのかた

※第1種または第2種の記載を希望するかた

記載のない精神障害者保健福祉手帳をお持ちのかたで、記載を希望するかたは、
障害福祉課の窓口到手帳を持参し、記載を希望する旨をお伝えください。

なお、令和7年1月以降に発行する手帳には、希望の有無に関わらず「第1種」または「第2種」
を順次記載します。

第1種・第2種
の内容はこちら

第1種 ⇒ 精神障害者保健福祉手帳1級

第2種 ⇒ 精神障害者保健福祉手帳2級または3級



▲市ホームページ

⚠ 以下の手帳は割引が適用となりませんのでご注意ください ⚠

✓ 第1種または第2種の記載がない手帳 ✓ 有効期限の切れた手帳

✓ 顔写真が貼付されていない手帳



JR・SR(埼玉高速鉄道) 割引制度の概要

対象者	割引乗車券の種類	割引率	区間
第1種精神障害者と その介護者(1人のみ)	普通乗車券 定期乗車券 回数乗車券 普通急行券	5割	全線
第1種・第2種精神障害者 (単独で利用する場合)	普通乗車券	5割	片道100キロメートルを 超える区間
定期券を使用する12歳未満の 第2種精神障害児と その介護者(1人のみ)	定期乗車券	5割	—

※JR・SR(埼玉高速鉄道)以外の割引制度は各鉄道会社によって異なる場合があります。

ICカード乗車券の利用も含め、詳細は各鉄道会社にお問い合わせください。

問い合わせ…障害福祉課 ☎048-259-7678 FAX048-259-7943